

【兵庫県灘警察署】車庫証明申請・軽自動車の車庫の届出について

車庫証明申請・軽自動車の車庫の要件

1. 自動車の使用の本拠の位置（個人の場合は住所地又は居所、法人の場合は事務所の所在地）から直線距離で2キロメートル以内であること。
2. 道路から支障なく出入りができ、かつ、自動車全体を収容できるものであること。
3. 保管場所(車庫)を使用する権原を有すること。

※ 以上の要件すべてを満たさなければ、保管場所として認められません。



必要書類

【普通自動車】 ※軽四自動車の方は裏面参照

1. 自動車保管場所証明申請書（2通）及び保管場所標章交付申請書（2通）

※ 合計4通で1セット

2. 使用の本拠の位置並びに保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示した**所在図**

※ 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入してください。

3. 保管場所（平面の寸法を含む。）並びにその周辺の建物、空き地及び保管場所に接する道路（幅員を含む。）を表示した**配置図**（※2、3は同一様式）

4. 保管場所の使用権原書面（保管場所として使用する権原を有することを明らかにする書面）

（1）保管場所が自己の所有地又は建物である場合

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

（2）他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合（月極駐車場等）

・ 自動車保管場所使用承諾証明書

・ 駐車場賃貸借契約書（写し）等、申請者がその土地又は建物を保管場所として使用できることを疎明する書面

（注1） 使用権原を有するか否かの判断については、当該提出資料の内容を審査の上、判断します。必要により、別途資料を提出していただくことがあります。

（注2） 自動車保管場所使用承諾証明書は、作成された日から3ヶ月以内のもので、かつ、使用期限内のものをご用意ください。

提出する時点で使用期間内に到達していないときは、受理できませんのでご注意ください。

5. 手数料

自動車保管場所証明申請手数料 2,200円

（兵庫県収入証紙を事前に購入し、申請書の証紙貼付欄に貼り付けて納付してください。）

保管場所標章交付手数料 500円

（兵庫県収入証紙を事前に購入し、保管場所標章の交付を受ける際に納付してください。）

6. 車庫証明等受取 申請日含め土日祝日除く平日4日目以降の午後2時以降（灘署の場合）

※ 書面の訂正についての留意事項

自動車保管場所証明書及び保管場所標章番号通知書の交付後の訂正は認めませんので、間違いがないか確認の上、提出してください。

【軽四・変更届】

1. 自動車保管場所届出書（新規・変更）（1通）及び保管場所標章交付申請書（2通）
※ 合計3通で1セット
2. 使用の本拠の位置並びに保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示した**所在図**
※ 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入してください。
3. 保管場所（平面の寸法を含む。）並びにその周辺の建物、空き地及び保管場所に接する道路（幅員を含む。）を表示した**配置図**（※2、3は同一様式）
4. 保管場所の使用権原書面（保管場所として使用する権原を有することを明らかにする書面）
 - （1）保管場所が自己の所有地又は建物である場合
保管場所使用権原疎明書面（**自認書**）
 - （2）他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合（月極駐車場等）
 - ・ 自動車保管場所使用承諾証明書
 - ・ 駐車場賃貸借契約書（写し）等、申請者がその土地又は建物を保管場所として使用できることを疎明する書面
5. 手数料
保管場所標章交付手数料 500円
（兵庫県収入証紙を事前に購入し、保管場所標章の交付を受ける際に納付してください。）
6. 車庫証明等受取 申請日の翌開庁日の午後2時以降（灘署の場合）

受付時間

月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分まで（灘警察署交通課窓口）

※ 詳細等問い合わせについては上記日時でお願いします。

※ 書類審査に時間を要しますので、早めの来庁をお願いします。

※ 以下の場合は受付できませんのでご注意ください。

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

提出書類の記載内容等に不備がある場合

申請手数料分の兵庫県収入証紙の貼付が無い場合

保管場所標章の受領については、交付手数料分の兵庫県収入証紙の持参がない場合

問い合わせ先（平日午前9時～午後5時）

兵庫県灘警察署 交通課交通規制係 電話番号：078-802-0110

